

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 事態対処の実施体制

- 都は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の設置指定に基づき、都対策本部を設置し、関係機関と連携協力して、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を総合的に推進する。

1 東京都国民保護対策本部

- 都対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「東京都国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例」（平成17年東京都条例第18号）、「東京都国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則」（平成18年東京都規則第108号）に基づき行う。

（1）役割

- 都対策本部は、都、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が、東京都の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2）組織及び構成

- 都対策本部に、本部長室、局、地方隊を置く。
 - ・ 本部長室は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
 - ・ 都対策本部の局に局長を、地方隊に地方隊長を置く。
 - ・ そのほか都対策本部には、本部派遣員、その他職員を置く。
- 都対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施のため、現地対策本部を置く場合がある。

【別紙2】都対策本部の構成及び職務

（3）各組織の所掌事務

① 本部長室

名 称	所 掌 事 務
本 部 長 室	本部長室は、次の事項について都対策本部の基本方針を審議策定する。 ・ 国民保護措置全体にわたる都の対処基本方針に関すること。 ・ 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難の指示及び緊急通報の発令に関すること。 ・ 救援の実施に関すること。 ・ 公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。 ・ 現地対策本部の設置に関すること。 ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。 ・ 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ・ 国、他道府県、公共機関等に対する応援の要請に関すること。 ・ 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

② 各局

【別紙3】各局の分掌事務

③ 地方隊

名 称	管 轄 区 域	所 掌 事 務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域 〔 大島町、利島村、 新島村、神津島村 〕	地方隊は都対策本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域 (三宅村、御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域 (八丈町、青ヶ島村)	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域 (小笠原村)	

○ 都対策本部長は、地方隊長が実施する事務を支援し、本部長室及び局との連絡調整を行うため、現地派遣所を設置することができる。

- ・ 現地派遣所長…本部長が本部職員の中から指名
- ・ 現 地 派 遣 員…本部長が指名する者又は地方隊長が指名する地方隊の隊員

④ 現地対策本部

区 分	内 容
構 成	現 地 対 策 本 部 長 本部長が、副本部長又は本部員の中から指名 現 地 対 策 副 本 部 長 本部長が指名する本部の職員 現 地 対 策 本 部 員 本部長が指名する者 現地対策本部派遣員 関係機関の長が指名する職員
所 掌 事 務	1 災害及び復旧状況の情報分析に関すること。 2 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 現地職員の役割分担及び調整に関すること。 4 自衛隊の部隊等の派遣に係る意見具申に関すること。 5 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。 6 各種相談業務の実施に関すること。 7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。
設 置 場 所	被災現地周辺又は区市町村庁舎等

（４）都対策本部長の権限

- 都対策本部長は、都の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使する。
 - ① 都の区域内の国民保護措置に関する総合調整
 - ② 国の対策本部長に対する総合調整の要請
 - ③ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め
 - ④ 国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
 - ⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
 - ⑥ 警視庁及び都教育委員会に対する措置の実施の求め

【別紙４】都対策本部長の権限

（５）都対策本部の設置場所

- 都対策本部は、東京都防災センターに設置する。
東京都防災センターが被災等により使用不能な場合は、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. 1）」を準用して都対策本部を設置するものとする。
 - ・ 代替施設の考え方（東京都災害対策本部の場合、「東京都業務継続計画（都政 BCP オールハザード型 Step. 1）」）として、都防災センターが使用不可能な場合、第一本庁舎、第二本庁舎の順に、災害対策本部機能を使用可能な会議室等に移転する。都庁舎が使用不可能な場合、防災行政無線等の機能を

有した立川地域防災センターに移転する。

- ・ 代替施設の選定に当たっては、鉄道等公共交通機関の被災状況、職員の移動手段の確保状況等を勘案して決定する。
- ・ 都防災センターの機能が回復した場合には、速やかに都防災センターへ災害対策本部機能を戻す。
- ・ 各局等においても、非常時優先業務の実施に必要な機能を特定し、執務室が被害を受けた場合を想定して、当該機能を維持するための対策をあらかじめ定めておく。

- 知事は、都の区域内に都対策本部を設置することができない場合、避難先地域を管轄する知事と協議し、その了解を得て、避難先地域に都対策本部を設置することとする。

（６）都対策本部の設置及び体制の確立

① 都対策本部の設置

- 国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置
その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定
- 知事は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して対策本部の設置指定通知を受けた場合、直ちに都対策本部を設置
 - ・ 都対策本部担当職員は、直ちに、都対策本部設置の旨を各局に通知するとともに、区市町村及び指定地方公共機関に通知
 - ・ 都対策本部長（知事）は、特に必要があると認める場合は、指定地方行政機関等に対して職員の派遣を要請
《派遣の求め先》
 - ・ 指定地方行政機関
 - ・ 東京都を警備区域とする陸・海・空自衛隊
 - ・ 都内の区市町村
 - ・ 指定公共機関、指定地方公共機関
- 都対策本部設置の指定要請
知事は、いまだ都対策本部の設置指定が行われていない場合において、都における措置を総合的に推進するために必要であると認める場合は、総務省消防庁を経由して、内閣総理大臣に対して、都対策本部設置の指定を要請する。

② 都対策本部会議の開催

- 都対策本部長は、都対策本部設置後、直ちに都対策本部会議を開催し、武

力攻撃事態等の状況認識を共有するとともに、国の対処基本方針、庁内及び関係機関等からの情報等を踏まえて、都において実施する国民保護措置の全体的な方針となる「東京都国民保護措置方針」を策定する。

《東京都国民保護措置方針で定める事項》

- ・ 都の区域と周辺地域における武力攻撃事態等の状況
- ・ 避難、救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定など、都が行う国民保護措置の全体に関する方針
- ・ 避難準備等緊急に対応すべき事項に関すること。
- ・ その他特に留意すべき事項

③ 都対策本部体制の確立

ア 本部長室、局等の体制確保

- 都対策本部長は、（２）組織及び構成、（３）各組織の所掌事務に基づき、本部長室、局、地方隊の体制を確立する。

また、都対策本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、災害対策本部の場合に準じて、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置するものとする。

イ 都対策本部職員の配備（非常配備態勢）

- 都対策本部長は、各局長又は地方隊長に対して、あらかじめ定める「非常配備態勢の基準」に基づき、非常配備態勢を指令し、局長、地方隊長及び都対策本部の職員を配備する。
- 各局長及び地方隊長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、各局長があらかじめ定める「非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領」に基づき、所属職員に対して分掌、配置場所、配備時間、土曜・休日等の対応等を指示する。

ウ 都対策本部の情報連絡体制

- 都対策本部は、「関係機関」の担当部署を窓口として情報連絡を行う。情報連絡に当たっては、第6章第1節「4 通信連絡体制の整備」（129ページ）の通信連絡の系統、手段・システムを用いる。

【別紙5】通信連絡系統図

エ 都対策本部における広報体制

- 武力攻撃事態等において住民に適時・的確に情報提供を行うため、広報は、都対策本部で一元的に行うこととし、危機管理監が統括する。
- 広報は、広報紙、都が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見・発表、

問合せ窓口の開設、ホームページやX（旧 Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。

- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、都民の冷静かつ安全な行動を促す。

- 都は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行う。

放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。

なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

オ 知事の記者会見

- 都対策本部において重要な方針を決定した場合など、その重要性に応じて、直ちに、知事自ら記者会見を行う。

カ 都民の相談窓口の開設

- 都は、都対策本部を設置したときは、常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎等に臨時相談所を設置し、被災者の生活などに関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。

また、被災外国人等からの外国語による問合せ等に対応するため、外国人相談窓口を開設する。

- 大規模かつ広域な災害の場合は、都関係部局及び関係機関による総合相談所を開設する。

キ 通信連絡の確保

（ア）通信連絡手段の確保

- 都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。
- 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
- 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、東京都災害情報システム及び画像伝送システムを使用して行うほか、閉域LTE端末、携帯電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の通信手段の活用も図る。

- 東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施する。
 - ・ 全回線又は任意の回線についての時限統制
 - ・ 任意の話中回線への割込み通話や、その回線の強制切断

(イ) 通信連絡手段の機能確認

- 都は、必要に応じ、情報連絡手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(7) 都対策本部の廃止

- 知事は、内閣総理大臣から都対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、都対策本部を廃止する。
- 知事は、都対策本部を廃止したときは、都対策本部の設置に準じて、区市町村、指定地方公共機関等に通知する。
- 都対策本部の廃止に伴い、都現地対策本部を廃止する。

(8) 突発的な事態発生

- 国による事態認定前^(*)に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。
- 具体的な対処は、第5章第1節「2 都緊急処理事態対策本部設置指定が行われる前にテロが発生した場合」(113 ページ～)による。

^(*) この時点では、都は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

2 関係機関との連携

- 都は国、他の道府県、区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と連携協力し、国民保護措置を実施する。

(1) 国の対策本部との連携

- 都は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合、都は、原則として、総務省消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。
- 都は、特に緊密な連携を確保する必要がある場合は、国と協議し、連絡職員の派遣を行うものとする。
- 都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、都対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

(2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携

① 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する措置実施の要請

- 知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

《区市町村長から措置実施の要請の求めがあった場合》

- 知事は、区市町村長から①の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して要請を行うなど適切な措置を講ずる。

② 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- 知事は、前項の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合など

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あつせんを求める。

- 都の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

《区市町村が派遣要請を行う場合の経由》

- 都は、区市町村が職員の派遣要請を行うに当たり、その需要を取りまとめ、指定行政機関等に要請する。^(*)

(3) 自衛隊との連携

① 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。^(*)
- 要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

《想定される自衛隊の国民保護措置の内容》

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧等）

《要請に当たり明示すべき事項》

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

《区市町村長からの求めに応じた派遣要請》

- 知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を

^(*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、区市町村は直接指定行政機関等に要請できる。

^(**) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

② 派遣部隊との意思疎通

- 知事は、国民保護措置を円滑に行うため、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、都対策本部派遣員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

（４）消防の応援等

① 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

- 知事は、都内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等を要請する。

② 消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

- 知事は、都が被災していない場合において、消防庁長官から被災道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合、消防総監又は都内の消防本部を設置する市町村長に対して応援出動等の措置を講ずるよう指示する。

③ 市町村長に対する指示

- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、都内の消防本部を設置する市町村長若しくはその消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

（５）区市町村との連携

① 国民保護措置に関する総合調整

- 都対策本部長は、区市町村対策本部長から、国民保護措置に係る総合調整の要請を受けたときは、関係機関の意見を聴くなどして、必要な調整を行う。

② 区市町村長の求めに応じた協力

- 知事は、区市町村長から国民保護措置の実施に関して応援の求めがあった場合は、求められた応援が実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

③ 区市町村長からの職員の派遣要請

- 知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

④ 区市町村長からの職員派遣のあっせん要請

- 知事は、区市町村長から職員の派遣についてあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

⑤ 各機関に対する要請に係る区市町村からの求めへの対応

- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関に対する措置実施の要請の求め ⇒ 上記（２）①のとおり
- ・ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請の求め ⇒ 上記（２）②のとおり
- ・ 防衛大臣に対する派遣要請の求め ⇒ 上記（３）①のとおり

⑥ 区市町村の事務の代行

- 知事は、武力攻撃災害の発生により、区市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該区市町村の長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行する。
- 知事は、区市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

（６）指定公共機関・指定地方公共機関との連携

① 指定公共機関、指定地方公共機関からの応援の求め

- 都は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、求めに応じることが極めて困難な場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、求めに応じた応援を行う。

② 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

- 都は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、都は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(7) 他の道府県との連携

① 他の道府県との間の応援

- 都は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の道府県に対して応援を求める。
- 都は、他の道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 応援を求める道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。
- 都が他の道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じて応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について総務省消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。
ただし、都公安委員会が、警察法第 60 条の規定に基づき警察庁又は他の道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

② 広域的な応援協定等に基づく連携

- 都は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合、あらかじめ締結する「相互応援協定」等に基づき、避難、物資及び資材の提供並びに救援等の国民保護措置に関して応援を求め、又は応援をする。
- 特に、首都圏を構成する九都県市に関しては、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互に連携・協力するものとする。

③ 事務の一部の委託

- 都が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- 他の道府県に対する事務の委託を行った場合、都は、上記事項を公示するとともに、総務省消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告

する。

④ 職員の派遣要請

- 都は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の道府県に対して、職員の派遣を要請する。

(8) 現地連絡調整所の設置

- 都は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都区市町村、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動の連携のための調整 等

(9) 住民への協力要請

- 都は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。
 - ・ 避難住民の誘導（第3節「2 避難の指示」（45 ページ））
 - ・ 避難住民等の救援（第4節「2 救援に関する措置」（67 ページ））
 - ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（第5節「2 住民の協力」（81 ページ））
 - ・ 保健衛生の確保（第5節「2 住民の協力」（81 ページ））
- ※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(10) 自主防災組織への協力要請等

① 自主防災組織に対する協力要請

- 都は、住民への協力要請と同じく、自主防災組織に対して、必要な援助について要請する。
この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

② 自主防災組織に対する支援

- 都は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に要する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- 特に、都内には超高層ビル（事業所）や大規模集客施設が多いことを踏まえ、自主防災組織や施設管理者が行う従業員や来場者の避難誘導等が円滑・迅速に行われるように、的確な情報提供を行うなど、必要な支援を行う。

(11) ボランティア活動への支援

- 都は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、その技能等の効果的な活用を図る。
- 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンター^(*)を設置し、区市町村災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。
- 都は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

(12) 米軍への協力依頼等

- 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年9月21日付閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。
- 特に、横田基地については、平素からの協議に基づき、次のような協力を求める。
 - ・ 突発的に事態が発生した場合の迅速な事態把握、情報交換
 - ・ 基地内日本人従業員に対する警報等の伝達
 - ・ 住民等の避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行
 - ・ 平素からの意見交換を踏まえた相互協力 等

^(*) 区市町村と連携して、ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置、東京ボランティア・市民活動センターが市民活動団体と協働で運営する災害ボランティアセンター

3 被災情報の収集・報告

- 都は、東京都災害情報システム、高所カメラ、防災行政無線、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 警視庁は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
東京消防庁は、救出、救助に当たっている現場において情報収集するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- 都は、被災情報の収集に当たっては、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
- 都は、自ら収集し、又は区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに総務省消防庁に報告する。^(*)
- 都は、第一報を総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）に続報を求めることとし、収集した情報を電子メール、FAX等により総務省消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務省消防庁に報告する。
- 警視庁は、収集した情報を都対策本部に連絡するとともに警察庁に速やかに連絡する。
- 都は、収集・整理した被災情報を区市町村等と共有するよう努める。

【別紙6】被災情報の収集・報告系統

^(*) 区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告し、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努め、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

4 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理^(*)

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等

ア 赤十字標章

第一追加議定書（1949年のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）^(**)

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等

② 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

^(*) 【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

^(**) 赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章は、日本では通常使用されない（赤新月の標章は、イスラム教国において使用）。これらの標章は、海外からの医療チームを受け入れる場合等に限定して利用する。

- ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等^(*)に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

- ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事、警視総監及び消防総監は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う都の職員（特別区の消防団員を含む。）
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 警視総監

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う警視庁の職員
- ・ 警視総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 警視総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 消防総監

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う東京消防庁の職員
- ・ 消防総監の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防総監が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(*) 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）により定められている。

- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、基準等に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

5 国民の権利・利益の救済に係る手続

(1) 権利・利益の迅速な救済

- 都は、都対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応する総合的な窓口を開設する。

救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部署が行う。

【別紙7】国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧

(2) 文書の適切な保存

- 都は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、都文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。
- また、国民の権利・利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。
- なお、これらの文書は、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。

第2節 警報等

- 国の対策本部長から警報が発令された場合は、あらかじめ定められた手順、方法に従って、迅速かつ的確に警報の通知及び伝達を行う。
- 警報が発令された場合は、避難措置の指示、救援の指示が出される可能性が高いことから、国や関係機関等と情報交換を密にし、住民避難や救援のための準備を急ぐ。

1 警報の通知、伝達

【別紙8】警報の通知・伝達の概要

(1) 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 〔 対策本部・ 指定行政機関・ 指定地方行政機関 〕	○ 警報の発令・通知 ○ 警報の伝達（指定行政機関等）
都	○ 警報の通知・伝達
警視庁、東京消防庁	○ 区市町村に協力して警報の伝達
区市町村	○ 警報の伝達
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 警報の放送（放送事業者）

(2) 住民がとるべき行動

- ・ 落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）。
- ・ 警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。

※ 第6章第6節「5 都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」（160 ページ）参照（「《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》」、「《警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）》」）

(3) 国の対策本部長による警報の発令

- 国対策本部長が警報を発令し、総務大臣を経由して、知事に対して警報通知
 《警報の内容》
 - ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
 - ・ 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域（特定の地域が予測困難な場合は、示されないこともある）
 - ・ 住民・団体等に周知すべき事項

(4) 都における警報の通知・伝達等

ア 知事による警報の通知

- 知事は、通知を受けて、直ちにその内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他関係機関等に通知

《通知先》

- ・ 「武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する区市町村に対して優先的に通知
- ・ 警報の緊急性を考慮し、放送事業者である指定地方公共機関への迅速な通知に留意

- 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、それぞれの業務計画に基づき、速やかにその内容について放送することとされている。

イ 都による警報の伝達

- 都は、区市町村と協力して、大規模集客施設の管理者等に対して、警報の内容を伝達^(*)

ウ 都による報道発表

- 都は、速やかに警報の発令された事実を報道発表
- 都のホームページに警報の内容を掲載

(5) 区市町村の警報伝達に対する協力

- 区市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体^(**)に伝達するものとする。

^(*) 都は、業界団体や本社等に、区市町村は各事業所等に伝達することを基本とする。

^(**) 区市町村が、その実情に応じてあらかじめ定める（自治会等）。

○ 警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該区市町村が含まれる場合

- ・ 原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知

② 同地域に当該区市町村が含まれない場合

- ・ 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知（区市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。）
- ・ 警視庁及び東京消防庁は、区市町村と協力して、警報内容の的確かつ迅速な伝達を図る。

2 緊急通報の発令

【別紙9】緊急通報の発令の概要

(1) 知事による緊急通報の発令

- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
- 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行う。
- 緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行う。あわせて、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の通知方法

- 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。
- 特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる区市町村に対して、特に優先して通知する。
- 緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部長に報告する。

※ 放送事業者である指定公共機関等による緊急通報の放送

- 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、それぞれの国民保護業務計画に基づき、速やかに緊急通報の内容について放送することとされている。

第3節 避難等

- 武力攻撃事態等において、住民の生命、身体を守るためには、避難に関する措置が極めて重要であることから、国から避難措置の指示が出される前の段階から、国や関係機関等と情報交換を密にし、避難のための十分な準備を行う。
- 特に、警報が発令された場合は、避難措置の指示が出される可能性が高いことから、速やかに避難の準備を完了する。
- 知事は、国の対策本部長から避難措置の指示があった場合、避難準備の内容を踏まえ、直ちに区市町村長を通じて住民等に避難を指示する。

1 避難の指示の準備

(1) 住民避難に必要な資料・情報の集約

- 都対策本部の担当者は、都対策本部設置後、直ちに、避難に関して平素から収集・整理している資料を都対策本部に用意するとともに、国や区市町村、関係機関等から必要な情報を収集する。

(2) 「避難の指示」の想定

- 都は、国から出される避難措置の指示に備えて、平素から準備している資料及び都対策本部で集約した情報を基に、要避難地域、避難住民数、避難先地域、避難の時期、避難経路、運送手段等の避難の指示を想定し、それに基づき必要な準備を行う。
- 都は、おおむね次のような考え方で、避難の指示を想定する。
 - ① 国の対処基本方針、国や関係機関等から得られた情報を基に、予測される事態類型及び影響範囲を想定し、要避難地域を想定する。^(*)
 - ② 予測される事態類型から、避難の指示までの時間的余裕を想定し、「避難所等への避難」か「屋内への避難」等の避難のパターンを想定する((3)参照)。
 - ③ 避難所等への避難の指示を想定する場合は、避難住民の数(要避難地域の住民数)や交通機関に関する情報、国の対策本部長が利用指針を定める場合には当該指針に関する情報等を考慮して、避難先地域及び避難経路・運送手

^(*) 国の指定に基づき区市町村対策本部が設置されている場合は、その範囲を想定する。

段等を想定する。

- ④ 避難の指示の想定が適切なものとなるよう、国等と情報交換を密にする。

(3) 避難のパターン

【別紙 10】事態類型と避難パターンの関係

- 「予測される事態類型」、「避難準備のための時間的余裕」及び「武力攻撃等による影響範囲」により想定する避難のパターンを示している。

(4) 住民運送の準備

- 避難施設等への交通手段は、原則として、徒歩又は公共交通機関とする。
- 都は、想定する要避難地域、避難先地域、避難住民数等を基に、迅速かつ計画的な住民運送が図れるように、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関と輸送力や運送方法等について調整する。
- 徒歩や公共交通機関による移動が困難な地域では、区市町村と連携し、借り上げ車両等により避難住民の運送が図れるように調整する。
なお、自家用車等の利用がやむを得ないと認められるときは、知事は、警視庁の意見を聴いた上で、交通手段として示すことができるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）の把握

- 都は、要配慮者の優先的避難や交通手段の確保のため、想定する要避難地域の区市町村に対して、区域内の要配慮者の状況を確認し、避難に関して必要な支援を行うための準備を進めるように要請する。

(6) 避難誘導に関する準備

- 都は、想定する要避難地域及び避難先地域の区市町村に対して、都における避難準備について情報提供するとともに、避難の指示が出された場合に速やかに避難実施要領を定め、避難誘導するための準備を進めるように要請する。
- 都は、区市町村の誘導能力を把握するとともに、区市町村の行う避難誘導に関して、広域的な観点から必要な支援をするための準備を行う。

(7) 超高層ビル、地下街、大規模集客施設等における避難準備の要請

- 都は、状況に応じて、超高層ビル、地下街、大規模集客施設等の施設管理者に対して、都内における武力攻撃事態等の予測などの情報提供を行うとともに、避難の指示に応じて円滑に避難・誘導等を行えるように、必要な準備を要請す

る。

（８）避難先地域における避難所候補の選定

- 都は、避難先地域に想定される区市町村において、あらかじめ指定された避難施設の現状を把握し、避難所の候補施設を選定する。

2 避難の指示

【別紙11】避難の指示の概要

(1) 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 〔 対策本部・ 指定行政機関・ 指定地方行政機関 〕	○ 避難措置の指示、内容の通知 ○ 避難住民の誘導に係る支援
都	○ 避難の指示、指示内容の通知 ○ 区市町村による避難誘導を支援
警視庁	○ 区市町村と協力して避難の指示を周知 ○ 区市町村と協力して避難住民の誘導 ○ 交通規制、放置車両の撤去
東京消防庁	○ 区市町村と協力して避難の指示を周知 ○ 区市町村と協力して避難住民の誘導
区市町村	○ 避難の指示の周知 ○ 避難実施要領の策定及び伝達 ○ 避難住民の誘導
第三管区海上保安本部	○ 区市町村と協力して避難住民の誘導
自衛隊	○ 派遣された部隊による避難住民の誘導
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 避難の指示の放送（放送事業者） ○ 避難住民の運送（運送事業者）

(2) 住民の行動

① 住民のとるべき行動

- 状況に応じて適切な避難行動をとる。
- 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ※ 第6章第6節「5 都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」（160 ページ）参照（「《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》」、「《武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点》」）

② 住民の協力

- 避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請さ

れたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（３）避難の指示のフロー

① 国の対策本部長による避難措置の指示

- 国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置の指示
 《避難措置の指示の内容》

- ・ 要避難地域
- ・ 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

- 知事は、避難措置の指示を受けた場合、直ちに避難措置の指示の内容を通知

《通知先》

- ・ 区市町村
- ※ 特に要避難先地域又は避難先地域に該当する区市町村に対しては、優先的に通知
- ・ 都の執行機関
- ・ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ・ その他関係機関等

② 知事による避難の指示

- 知事は、避難措置の指示の内容を具体化し、次の事項を加えて、直ちに避難の指示の内容を決定

- ・ 主要な避難経路
- ・ 避難のための交通手段
- ・ その他避難の方法

- 知事は、要避難地域を管轄する区市町村長を通じて、当該要避難地域の住民に対して、避難を指示

【別紙 12】 避難の指示の内容（例）

- 知事は、直ちに避難の指示の内容を、避難先地域を管轄する区市町村長に通知

その他の区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関等に通知

あわせて、避難先地域の避難施設の施設管理者に通知

- 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、それぞれの業務計画に基づき、速やかにその内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

※ 知事は、国の対策本部長が示した要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要と判断した場合は、当該地域を要避難地域に含めて避難を指示する。

（４）国の対策本部長による利用指針の調整^{（＊）}

- 知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施とについて、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、総務省消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、都の意見や関連する情報をまとめる。

（５）事態類型に応じた避難の指示上の留意点

① 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- 弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により、被害を局限化することが重要である。
- 弾道ミサイル攻撃の場合、当初は、屋内避難をするよう警報が発令される。警報と同時に住民をできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
- 着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、

^{（＊）} 武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等の利用に関する指針。国の対策本部長は、利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長等の意見を聴かなければならないとされている。

国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

【別紙 12】避難の指示の内容（例）《弾道ミサイルによる攻撃》

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行う。移動の安全が確保されない場合は、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、その後安全措置を講じつつ、適切な避難場所に移動させるなど応急的かつ柔軟な避難対応を行う。
- 知事は、ゲリラ等による急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示^(*)、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

【別紙 12】避難の指示の内容（例）《ゲリラによる攻撃》

③ 航空機による攻撃

- 航空機攻撃が大規模な着上陸侵攻の前提として行われる場合は、着上陸侵攻の場合と同様の対応をとるものとする。
- 急襲的に航空攻撃が行われる場合については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。
- また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

④ 着上陸侵攻の場合

- 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、都の区域を越える広域的な避難が必要となる。

この場合、我が国全体としての調整等が必要となるため、国が総合的な方針として示す避難措置の指示を待つて行うことが適当とされている。

このため、都は、まず国や関係機関からの情報収集に努め、避難措置の指示に即応できるように必要な準備を行う。

- なお、戦闘が予想される地域から先行して避難させることに留意する。

^(*) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している区市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

⑤ NBCを使用した攻撃

ア 核兵器等

- 知事は、核兵器による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合、熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等への避難を指示し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用させるなどして、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
- 知事は、直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する。
- 知事は、ダーティボムによる攻撃の場合、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難するよう指示する。
- 関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。また、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けることを指示する。
- 関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ 生物兵器等

- 知事は、生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

ウ 化学兵器等

- 知事は、化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。
- 化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は可能な限り高所に避難させる。

（６）東京の特性に応じた避難の指示上の留意点

① 首都防衛と国民保護措置との錯綜の防止

- 首都防衛のため、都内に防衛力が集中することも予定されるため、それらと住民避難との錯綜^{そう}の防止に留意する。
- 都は、国の対策本部長が利用指針を定める場合に、国の対策本部と協議して連絡職員を派遣し、緊密に情報交換するなどにより、防衛行動と錯綜^{そう}しない円滑な住民避難を確保する。
- 知事は、特に迅速な判断が必要な場合や大きな混乱の発生が見込まれる場合において、円滑な住民避難を確保するために必要なときは、国の対策本部長と直接情報交換を行う。

② 大規模集客施設におけるパニック防止

- 大規模集客施設には不特定多数の人々が滞留することから、特に、施設近辺で突発的に武力攻撃等の事態が発生した場合又は発生のおそれに関する情報が広まった場合、パニックが発するおそれがある。
- 都は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように情報提供や要請を行うとともに、区市町村、警察、消防等による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。

③ 他県からの多くの通勤・通学者等への対応

- 都は、警報が発令されるなど災害の発生が想定される場合は、他県からの通勤・通学者等に対して、公共交通機関等を利用し、要避難地域から速やかに退去（帰宅等）するよう求めるとともに、円滑に退去が進むよう、必要に応じて指定（地方）公共機関に運送を要請する。
- あわせて、他県からの通勤・通学者等が円滑に退去（帰宅等）できるように、放送事業者や公共交通機関に協力を依頼するなどして、周辺の交通状況に関する情報を適切に提供する。
- また、都は、事業者や学校の管理者に対して、これらの情報を従業員や生徒等に伝達し、適切な指示を行うよう求めるものとする。

④ 一人暮らし高齢者に対する情報伝達

- 都は、都内に多く居住する高齢独居者の避難を支援するため、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなどして、インターネットやデジタル放

送を活用した多様な情報伝達に努めるとともに、区市町村による地域コミュニティ等を活用した情報伝達に協力する。

⑤ 日本語を理解できない外国人に対する情報伝達

- 都は、日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、放送事業者に協力を依頼するほか、ホームページ、アプリを介しての多言語等での武力災害情報の発信や、外国人災害時情報センターにおいて情報提供を行うなどの情報伝達に努める。

⑥ 米軍基地周辺地域の対応

- 都は、平素からの協議に基づき、特に横田基地周辺地域の住民避難が円滑に行えるよう、基地周辺の主要道路に関する利用について、横田基地と情報交換する。
- また、基地内の従業員等が基地外に避難する場合や基地周辺の住民が緊急に基地内を通行しなければならない場合などに、迅速かつ円滑に避難が行えるよう、横田基地との緊密な連絡体制を確保する。

(7) 避難住民の運送

- 知事は、避難住民の運送に関して必要がある場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。^(*)
運送の求めに当たっては、53 ページ「(8) 避難住民の運送の求めに係る調整」によって、必要な調整を行う。
- 知事は、避難住民の運送に関して必要がある場合、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない運送事業者に対しては、あらかじめ締結した協定に基づき運送を依頼する。
- 都は、避難住民の運送に当たっては、要配慮者の運送を優先して行う。この場合、重病者、重傷者、障害者等の独力では移動できない人々の運送を最優先する。
- 知事又は都公安委員会は、避難住民の運送に係る車両について、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

^(*) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

3 区市町村の避難誘導の支援

- 都は、避難住民の誘導に際しては、区市町村と警察、消防、自衛隊、管区海上保安本部等との連携が図られるように広域的な観点から調整を行うとともに、必要な支援を行う。

【別紙 13】 都による避難住民の誘導の支援等

(1) 区市町村長の避難実施要領策定の支援

- 知事は、区市町村長から避難実施要領の策定に当たって意見を求められた場合、避難の指示の内容に照らし、区市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう必要な意見を述べる。警視庁は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 区市町村長による避難誘導の状況の把握

- 知事は、避難実施要領の策定後においては、区市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、区市町村長からの報告、派遣した職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。
- 警視庁は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等を利用して情報収集を行うなど、必要な措置を講ずるとともに、区市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 区市町村長による避難誘導への協力等

- 東京消防庁は、その管轄地域内の区市町村長による避難住民の誘導に協力する。また、当該地域の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、区市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。区市町村長からの要請があった場合についても同様とする。
特に、区市町村長が都の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や区市町村長から要請があった場合には、現地に都職員を派遣して、避難先道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの区市町村長の要請の調整

- 知事は、複数の区市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合

した場合など避難誘導に係る人的・物的資源の配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど区市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、区市町村長から警視庁等に連絡がとれない場合などは、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 区市町村長への避難誘導に関する指示

- 知事は、避難の指示の内容に照らして、区市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、区市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合、指示に基づく所要の避難住民の誘導が区市町村長により行われな
いときは、知事は、区市町村長に通知した上で、都職員を派遣し、当該派遣職
員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

- 知事は、避難住民の誘導に関して、都のみでは適切な支援及び調整等が行えないと判断した場合は、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

- 知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、区市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

- 知事は、区市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の区市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。^(*)

- 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

指示に当たっては、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況について必要な情報の

^(*) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

提供を行う。

- 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。^(*)

^(*) 国の対策本部長が総合調整を行い、なお実施しない場合は、必要に応じ、内閣総理大臣が実施を指示することとされている。

4 都域を越える避難

(1) 国からの避難措置の指示

- 国対策本部長が、総務大臣を経由して、都知事及び要避難先地域を管轄する道府県知事に対して、避難措置を指示することとされている。

(2) 避難先地域の知事との協議

- 知事は、「避難先地域」を管轄する道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。^(*)
 - ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・ 避難の方法（運送手段、避難経路） 等
- 知事は、都の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。
- 知事は、避難先の道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の道府県知事に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(3) 避難誘導に関する調整

- 都は、現地に都職員を派遣して、避難先道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

5 住民避難後の地域の治安の確保等

- 警視庁は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、犯罪の予防に努める。
- 警視庁は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。
警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

^(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たり国により実質的な調整が図られることから、知事間の協議では、基本的に個別の地域の避難住民の割当など細部の調整を図る。

6 動物の保護等に関する配慮

- 都は、国からの動物の保護等に関する通知^(*)に基づき、以下の事項について区市町村や獣医師会等と連携協力し、必要な措置を講ずる。
 - ・ 危険動物等の逸走対策
 - ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容 等

7 指定公共機関、指定地方公共機関に対する放送依頼

- 都は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行うものとする。
- 放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。
- なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

^(*) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）

8 交通規制

- 警視庁は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行う。

（１）交通状況の把握

- 警視庁は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制の実施

- 警視庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。
また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

（３）緊急通行車両の確認

- 緊急通行車両については、総務省消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は都公安委員会を確認し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（４）交通規制等の周知徹底

- 警視庁及び道路管理者である都は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

（５）緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

- 警視庁は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

- 警視庁は、避難住民の運送、緊急物資の運送等のため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

③ 障害物の除去

- 警視庁は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

- 警視庁は、交通規制に当たっては、道路管理者等の関係機関との密接な連携を確保する。

9 島しょ地域における全島避難

- 島しょ地域で武力攻撃等が発生又は発生のおそれがある場合は、全島民（島内に一時的に滞在している者を含む。以下「島民等」という。）を計画的に本土へ避難させることを基本とする。
- 都は、全島避難を実施するに当たり、避難の準備から本土での生活の確保までを含めた全体的な方針となる「全島避難に関する方針」を策定し、計画的に避難措置を実施する。
- 知事は、全島避難を行うに当たっては、現地対策本部を設置し、要避難地域の町村と連携・協力し、島民等の全島避難を総合的に指揮する。
- 特に、避難住民の運送手段の確保など、国との緊密な連携に留意する。
- 島しょ地域の各町村は、自ら作成する国民保護計画に全島避難に関する計画を規定するものとする。

（１）全島避難における都及び関係機関等の役割

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 現地対策本部の設置・運営 ○ 全島避難に関する方針の策定 ○ 警報の通知・伝達 ○ 避難の指示 ○ 他道府県に避難する場合の当該道府県との協議 ○ 島民等の運送手段の確保に関する調整 ○ 被災者等の救援 ○ 避難所（本土）の運営、調整 ○ 安否情報の収集・提供 ○ 第三管区海上保安本部に対する応援要請 ○ 自衛隊の部隊等の派遣要請 ○ 島民等の復帰に関する調整 ○ 復旧・復興の実施
支庁（地方隊）	○ 都対策本部の事務を分掌^(*) ○ 町村の国民保護措置の実施を支援

^(*) 都内（本土）が、武力攻撃事態等の状況下にある場合は、支庁長（地方隊長）が、知事に代理して国民保護措置を実施することもあり得る。

町 村	○ 町村の国民保護対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達、避難の指示の周知 ○ 退避の指示、警戒区域の設定 ○ 避難島民の誘導 ○ 避難所（本土）の運営に関する協力 ○ 島民等の救援に関する協力 ○ 消火及び被災者の救助・救急 ○ 島民等の安否情報の収集・提供 ○ 島民の復帰誘導 ○ 復旧・復興の実施
警視庁	○ 島内における被災者の救出 ○ 避難島民の誘導 ○ 警報及び避難の指示等の伝達に関する協力 ○ 行方不明者の捜索及び死体の調査 ○ 島内における社会不安防止に関する協力 ○ 島内における治安の維持
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部、 横浜海上保安部、 下田海上保安部)	○ 海上における避難住民の誘導 ・ 船舶交通の整理 ・ 船艇・航空機による情報収集、必要な情報の提供 ○ 海上における避難に伴う混雑等における危険な事態の発生防止 ・ 必要な警告又は指示 ・ 危険な場所への立入りの禁止等
指定行政機関 指定地方行政機関	○ 船舶・航空機等の調達に関する斡旋
自衛隊	○ 避難島民の誘導等の実施
指定公共機関 指定地方公共機関 (運送事業者)	○ 避難島民の運送

(2) 全島避難の基本的な流れ

【別紙14】全島避難の基本的な流れ

① 国の対策本部長による避難措置の指示

- 国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置を指示する。

《避難措置の指示の内容》

- ・ 要避難地域
- ・ 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

② 避難の指示

- 知事は、国の対策本部長から、島しょ地域について避難措置の指示があった場合、その内容を具体化し、直ちに要避難地域の町村長を通じ、島民等に対して避難の指示を伝達する。^(*)
- 都は、避難措置の実施に当たり、町村に対して要配慮者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要配慮者を安全・確実に避難させるための調整を行う。

③ 「全島避難に関する方針」の作成

- 知事は、国の対策本部長から全島避難すべき旨の避難措置の指示があった場合、関係町村の意見を踏まえ、「全島避難に関する方針」を作成する。^(**)

《「全島避難に関する方針」で定める主な事項》

- ・ 全島避難の対象となる町村
- ・ 避難先地域及び目的港
- ・ 全島避難の開始予定時期
- ・ 避難島民等の運送手段（島内における運送を含む。）
- ・ 要配慮者に関する留意事項
- ・ 避難後の生活に関する事項
- ・ 動物の取扱い

- 知事は、前項で作成した「全島避難に関する方針」を直ちに関係する区市町村長、関係機関等に通知する。^(***)

^(*) 全島避難を行うことは「避難措置の指示」で示され、具体的な全島避難の内容を「避難の指示」で示すことが想定される。

^(**) 方針は、避難の指示と併せて、又は避難の指示後速やかに策定する。

^(***) 関係町村長は、直ちに「避難実施要領」を作成する。

④ 国との連携

- 都は、全島避難を行う場合、船舶等の輸送力の確保に努める必要があることから、次の情報について、総務省消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。
 - ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
 - ・ 都で確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

⑤ 現地対策本部の設置

- 知事は、必要に応じて、現地対策本部を設置し、現地対策本部長に町村及び関係機関等との全島避難に係る連絡調整等を行わせる。

⑥ 島外への避難島民等の運送

ア 島から目的港までの運送

《船舶による運送》

- 海運事業者である指定地方公共機関の船舶の使用を基本とする。知事は、状況により、関東運輸局に対して船舶の調達に関するあつせんを要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して避難島民等の海上運送を要請する。
- 知事は、避難島民等の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、避難島民等の海上運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- 知事は、必要に応じて、島の近海に所在する漁業従事者に対し、避難島民等の海上運送について協力を依頼する。

《航空機による運送》

- 航空事業者である指定地方公共機関の航空機の使用を基本とする。知事は、状況により、東京航空局に対して航空機の調達に関するあつせんを要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して要配慮者等の航空運送を要請する。
- 知事は、要配慮者の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、要配慮者等の航空運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

イ 目的港・空港から避難所への運送

- 都は、目的港及び空港から各避難所まで、避難島民等の運送を行う。

知事は、状況により、バス、タクシー事業者及び陸運事業者たる指定地方公共機関に対し、避難島民等の陸上運送について必要な車両等の提供を求める。

⑦ 海上運送に当たっての安全の確保

- 知事は、避難島民等を海上運送するために使用する湾内及び避難航路上における安全を確保するため、警視庁及び第三管区海上保安本部に対し、必要な要請を行う。
- 知事は、天候などの状況により、海上保安庁のみによる当該海域等における安全の確保が困難と判断した場合、防衛大臣に対して必要な要請を行う。

⑧ 東京都以外の地域に全島避難する場合

- 知事は、都の区域を越える避難措置の指示を受けた場合、事前に他の道府県との間に締結される相互応援協定に基づくほか、あらかじめ当該避難先地域を管轄する道府県知事と、次の事項について協議する。
 - ・ 全島避難する島民等の数及び受入予定地域
 - ・ 全島避難の時期、運送手段及び経路
 - ・ 避難先道府県の目的港及び空港
 - ・ 目的港及び空港に到着後の誘導に関する事項
 - ・ 安否情報の収集・提供に関する事項

⑨ 安否情報の収集に関する留意事項

- 都は、全島避難に当たり、避難者漏れを防止することも考慮し、特に次の事項に留意して、安否情報の収集を行う。
 - ・ 町村長による避難者名簿の作成
 - ・ 避難島民等を誘導する町村職員の避難者名簿の携行

⑩ 避難所に関する留意事項

- 都は、全島避難における避難生活において、次の事項について特に留意する。
 - ・ 避難が長期化することが予想されることから、長期の避難生活を想定した施設の提供
 - ・ 早い段階から応急仮設住宅等を提供できる態勢の確保

(3) 突発的な事態への対処

- ゲリラや特殊部隊による攻撃など突発的な事態が発生し、全島避難を行う時間的余裕がない場合は、まず屋内避難（又は退避）を指示する。
- その後、事態の推移により必要な場合は、島民等の安全に十分に配慮しつつ、更に本土へ避難させるものとする。

【別紙 15】突発的な事態における対処の基本的な流れ

① 屋内等への退避の指示

- 知事は、突発的な事態の発生に伴い、島民等に対する危険を防止するため緊急の必要がある場合は、直ちに「屋内への退避」を指示する。^(*)
- 島の湾内にいる船舶の乗務員に対しては、湾外の海域（海上に警戒区域が設定されている場合は当該区域の外側）に避難（又は退避）を指示する。
- 知事は、その他の島でも警戒態勢を強化する必要がある場合は、「緊急通報」を発令するなどの対応を行う。

② 屋内退避後に全島避難をする場合の安全の確認

- 知事は、屋内に一次的に退避させた島民等の島外への避難に際し、当該町村長、支庁長、警視庁を通じて、島内における武力攻撃等及び武力攻撃災害の発生状況を確認し、島内の安全を確認する。

③ 事態認定前における対応

- 知事は、内閣総理大臣による事態の認定前に事案が発生し、緊急に住民の安全等を確保する必要がある場合、災害対策基本法の仕組みを活用するなどにより、国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

^(*) 国から避難措置の指示が出されている場合は、直ちに「屋内への避難」を指示する（ただし、事態が突発した場合は、避難措置の指示までには相応の時間を要すると思われる。）。

第4節 救援

1 救援に関する準備

- 救援物資の確保、供給のためには、相応の準備時間を要することから、国から救援の指示が出される前の段階から、救援の規模や運送先等を想定し、必要な準備を開始する。
- 特に、警報が発令された場合は、避難措置の指示に引き続き救援の指示が出される可能性が高いことから、速やかに救援の準備を完了するものとする。

(1) 救援措置を行うために必要な資料・情報の集約

- 都対策本部の担当者は、都対策本部設置後、直ちに、救援に関して平素から収集・整理している資料を本部に用意するとともに、国や区市町村、関係機関等から必要な情報を収集する。

(2) 救援に必要な物資の推計

- 都は、平素から準備している資料、都対策本部で集約した情報を基に要避難地域、避難住民数等を想定し、避難誘導時及び避難施設における救援に必要な物資の品目・量を推計する。

《必要物資の推計に当たり特に検討すべき事項》

- ・ 物資の提供対象人数、世帯数の把握
- ・ 当該品目に関する都の備蓄数量、備蓄場所
- ・ 〃 都の協定等に基づく調達可能数量、調達可能先の確認
- ・ 〃 区市町村の備蓄又は調達可能数量

(3) 物資の確保及び運送に関する準備

① 避難誘導時に必要な物資の準備

- 都は、要避難地域に想定される区市町村に対して、住民等の避難誘導時に必要な食料等の物資提供の準備を要請する。

② 避難所において必要な食料等の物資提供の準備

- 都は、推計した必要物資の品目・量を踏まえ、避難所において提供する食料等の物資確保のための準備を行う。

- 都は、避難所に食品等を配送する時間的余裕がないと見込まれる場合は、避難先地域の区市町村に対して、当面の食品等の提供を行うための準備を要請する。
- 都は、物資の運送に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結している協定等に基づき、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と輸送力の確保及び運送方法等について調整を行う。

(4)「救援センター」等の設置準備

【別紙 16】避難所支援本部・救援センターの役割

① 「救援センター」の設置準備

- 都は、避難所の候補となっている施設のうち、都の施設及び民間の施設について、当該避難所における救援の総合窓口となる「救援センター」を設置するために必要な準備を行う。
区市町村の施設については、区市町村長に対して、「救援センター」を設置するために必要な準備を要請する。

② 「避難所支援本部」の設置準備

- 都は、複数の区市町村が要避難地域となり、多くの避難所を設置することが想定される場合は、都対策本部長の指示の下で、全避難所における支援を広域的な観点から総合的に調整するため、「避難所支援本部」の設置に必要な準備を行う。

2 救援に関する措置

- 都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民の生活を支援するための態勢を確立するとともに、被災者に対する救援を行う。

(1) 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 〔 対策本部 指定行政機関 指定地方行政機関 〕	○ 救援の指示 ○ 救援の支援 ○ 外国医療関係者による医療の提供の許可
都	○ 救援の実施 ○ 避難住民への物資・資材の提供等
警視庁	○ 被災者の捜索及び救出 ○ 行方不明者の捜索及び死体の取扱い
東京消防庁	○ 避難所等における火災予防 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言 ○ 被災者の捜索及び救出
区市町村	○ 都との役割分担に基づき救援の一部を実施 ○ 都が実施する救援の補助
第三管区海上保安本部	○ 海上における被災者の捜索及び救出 ○ 海上における行方不明者の捜索及び死体の取扱い
自衛隊	○ 避難住民等の救援
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 緊急物資の輸送（運送事業者）、医療の提供（医療従事者）等必要な措置の実施

(2) 住民の協力

- 救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(3) 救援の実施の概要

① 国による指示

- 対策本部長は、避難措置の指示をしたとき又は武力攻撃災害による被災者が発生した場合において当該被災者の救援が必要であると判断するときは、避難先地域又は被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援を適切に実施するよう、直ちに、指示するものとする。

② 都による救援の実施

- 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次ページ（4）に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

③ 区市町村との連携

- 知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、区市町村長と緊密に連携して救援を行う。

区市町村長が当該役割に沿って適切に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

- 上記以外の事務についても、区市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、都は、区市町村と密接に連携する。

④ 関係機関との連携

ア 国への要請等

- 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該道府県に対して応援を行う。

イ 他の道府県知事に対する応援の求め

- 知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の道府県知事に応援を求める。この場合、応援を求める道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

ウ 日本赤十字社への委託

- 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合の手続は、災害救助法における実務に準じるものとする。

(4) 救援の種類及び救援の基準

① 救援の種類

- 国民保護法では、次の救援が掲げられている。
 - ・ 収容施設の供与
 - ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ・ 医療の提供及び助産
 - ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 埋葬及び火葬
 - ・ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 学用品の給与
 - ・ 死体の捜索及び処理
 - ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

② 救援の基準

- 都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。
- 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(5) 救援の内容

① 避難所における救援態勢の確立

ア 避難所の開設及び運営

- 避難所の開設及び運営は、避難所の位置する区市町村が行うものとする。ただし、多くの避難住民を収容するため、都があらかじめ指定する都の施設及び民間施設を避難所とする場合は、都が開設及び運営する。
- 福祉避難所の開設は、当該福祉避難所の位置する区市町村が行うものとする。

都は、区市町村が設置する福祉避難所の運営状況を把握し、福祉専門職等の派遣など必要な支援を行う。

- 女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

イ 避難所の管理

- 避難所の管理（電気・ガス・水道などの設備管理や施設の維持補修など）は、都の施設を避難所とする場合は「都」、区市町村の施設を避難所とする場合は「区市町村」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ行う。

ウ 救援センターの設置

- 都及び区市町村は、避難住民の生活を支援するため、各避難所に救援センターを設置し、避難所開設期間を通じて必要な職員を配置するものとする。
- 救援センターの職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行うものとする。
 - ・ 避難住民に対する食料等の配給
 - ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
 - ・ 避難住民の生活状況の把握
 - ・ 都又は区市町村に対する物資・資材等の要請 等
- 救援センターに配置された都の職員は、都対策本部と連絡調整を図りつつ、避難所の開設、食品・飲料水及び生活必需品等の提供の準備、医療の提供など避難所における救援に関する準備や調整に従事する。

エ 避難所支援本部の設置

- 都は、複数の区市町村が要避難地域となるなど、多くの避難所を設置し、大量の物資や人材、医療等の提供・供給が必要となる場合は、都対策本部長の下で全避難所に対する支援を総合的に調整するため、都対策本部に避難所支援本部を設置する。
- 避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援する。
 - ・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
 - ・ 応急医療の提供
 - ・ 学用品の供給

- ・ 避難所における保健衛生の確保 等

【別紙 16】避難所支援本部・救援センターの役割

オ 避難途上の住民に対する支援

- 要避難地域の区市町村は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食品や飲料水の供給などを行うこととされている。
- 都は、要避難地域の区市町村から、避難住民の誘導に際して必要な食品等の提供の要請があった場合、備蓄物資を活用し、又は調達により、速やかに食品等を提供する。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の供給

- 都は、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき、食品・飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、必要な食料等を配置するなど、各避難所における物資供給のための準備を整える。
- 都は、区市町村を通じて、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき準備した食品等を避難住民に供給する。
- 都は、区市町村を通じて、補給すべき食品等の物資を把握した場合、それらを速やかに確保し、集積所に運送する。
- 都は、各避難所に食品等を配置する時間的余裕がない場合には、避難先地域の区市町村に対して、当面の食料等の提供を要請するものとする。
- 都及び都内の区市町村だけでは、物資等の確保が困難な場合は、あらかじめ締結する相互応援協定等に基づき、近隣の県等に食料等の支援を求めるほか、国に対して支援要請を行う。
- 都は、国民、企業等からの救援物資に関して、受入れを希望する物資を把握し、その内容、送り先を都対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

③ 医療の提供

- 都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。
また、状況に応じて、医療救護所を開設し、応急的な医療を行うための体制を確立する。

《都と区市町村の役割》

- ・ 医 療 … 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が行うものとし、都は要請に基づき、都医師会等に対す

る都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。

- ・ 保健衛生 … 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。

○ 都は、区市町村と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

○ 救援センターで避難所周辺の利用可能な医療機関を把握し、避難住民に対して情報提供する。

○ 都は、必要があると認めるときは、医療機関である指定公共機関又は指定地方公共機関等に医療救護班等の派遣を要請する。

○ 都は、区市町村と協力して、重症者等を災害拠点病院等の医療施設に搬送し、医療を行う。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区市町村や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

○ 知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

この場合、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、書面により医療を行うべきことを指示することができる。

○ 都は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

【別紙 17】医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統

○ NBC 攻撃等の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

《核（物質）による攻撃の場合》

- ・ 国からの実施要請に応じた、東京DMA T等の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上での被ばく医療

活動の実施

- ・ 内閣総理大臣から被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

《生物剤による攻撃の場合》

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた東京DMA T等の編成や医療活動の実施

《化学剤による攻撃の場合》

- ・ 国からの協力要請に応じた東京DMA T等の編成や医療活動の実施

④ 被災者の搜索及び救出

- 都は、警視庁や東京消防庁、第三管区海上保安本部等が行う被災者の搜索及び救出について、あらかじめ定めた救出・救助活動拠点やヘリコプターの緊急離着陸場のうちから、必要な拠点を確保するなど、必要な連携・協力を行う。

《ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合》

- ・ ゲリラや特殊部隊が潜伏している可能性のある地域において、被災者の搜索及び救出を行う必要があると認められる場合は、警視庁又は自衛隊等に被災者の救出を要請する。この場合、都は、被災者及び被災地等に関して保有する情報を提供するものとする。

⑤ 行方不明者の搜索及び死体の取扱い

- 都は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村長等と連携・協力し、行方不明者の搜索を行う。
- 都は、区市町村が警視庁等関係機関と連携して行う、遺体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を支援する。
- 都は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、区市町村、警視庁等と必要な調整を行う。

⑥ 埋葬及び火葬

- 都は、区市町村から広域的な火葬の応援・協力の要請を受けて、その必要

があると判断した場合は、都対策本部（保健医療局）に広域火葬対策の専従班を編成し、「東京都広域火葬計画」（平成11年3月）を踏まえて、武力攻撃災害の規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。

- 都は、火葬場の被災状況、火葬場の火葬能力等を把握するとともに、火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制、関係行政機関等との連携による遺体の搬送体制等を確立する。

⑦ 電話その他の通信設備の整備

- 都は、避難所で保有する電話その他の通信設備の状況を把握し、電気通信事業者と調整の上、必要となる通信設備を整備する。
- 都は、聴覚障害者や視覚障害者等に関して、ボランティアの協力を得るなど十分に配慮する。

⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- 都は、武力攻撃災害のため住宅が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない住民等に対して、応急修理を実施するために必要な措置を行う。

⑨ 応急仮設住宅等の供与

- 都は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合は、都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により、応急仮設住宅等の確保に必要な措置を行う。

⑩ 学用品の給与

- 都は、被災により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書等を支給する。
なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

⑪ 住居又はその周辺の土石等の除去

- 都は、区市町村の報告に基づき、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、区市町村と協力し、除去する。

(6) 救援の実施に係る共通事項

① 救援物資等の確保及び避難所への運送

ア 物資等の確保

- 救援のための物資は、都及び区市町村が備蓄する物資、生産・販売事業者等との協定又は購入契約に基づき調達した物資、民間等からの応援物資を充てる。
- ただし、知事が必要と判断した場合は、次の方法で物資等を確保する。
 - ・ 国に対する支援要請（具体的な支援内容を提示）
 - ・ 相互応援協定等に基づく、他の道府県等に対する応援要請 等
- 都は、協定等によらない自発的な応援がある場合も考慮し、広報等を行うに当たっては、不足を生じる可能性のある物資等を明らかにするなど、応援が必要な物資等が明確となるように留意する。

イ 備蓄物資及び調達物資の運送

- 都は、備蓄物資や事業者からの調達物資を区市町村が選定する集積地に円滑に運送するための体制（153 ページ、第6章第3節「3 物資・資材の運送体制の整備」参照）を確保する。

ウ 運送事業者に対する物資等の運送の求め

- 都は、緊急物資を運送する必要がある場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対してその運送を求める。^(*)
緊急物資の運送の求めに当たっては、第3節「3（8）避難住民の運送の求めに係る調整」（53ページ）に準じて、必要な調整を行う。
- 知事は、緊急物資の運送に関して必要がある場合、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されていない運送事業者に対しては、あらかじめ締結した協定に基づき運送を依頼する。
- 知事又は都公安委員会は、緊急物資の運送に係る車両について、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

エ 他県等からの応援物資の運送体制

- 都は、他県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送基地で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する体制（153 ページ、第6章第3節「3 物資・資材の運送体制の整備」参照）

^(*) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

を確立する。

② 救援のための物資の売渡し要請等、土地等の使用

ア 救援のための物資の売渡し要請等

- 知事は、救援を行うため必要があると認める場合、救援の実施に必要な医薬品等の物資^(*)であつて、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業者が取り扱うものについて、その所有者に対し、売渡しを要請することができる。
- 知事は、その所有者が、正当な理由がないにもかかわらず、売渡し要請に応じないときは、特に緊急の必要があり、やむを得ない場合、当該物資の収用又は保管命令を行うことができる。
物資の収用等は、必要な事項^(**)を記載した公用令書を交付して行わなければならない。
- 知事は、物資の収用等を行う必要があるときは、その職員に物資の所在場所や保管場所に立入検査をさせることができる。
また、知事は、物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に物資の保管状況を検査させることができる。

イ 土地等の使用

- 知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、所有者及び占有者の同意を得て、必要な土地や家屋を使用することができる。
正当な理由がないにもかかわらず、当該土地等の所有者及び占有者に同意が得られなかった場合は、特に必要な場合に限り、同意を得ないで当該土地等を使用できる。
- 土地等の使用は、必要な事項を記載した公用令書を交付して行わなければならない。

(*) 特定物資という。法及び政令で、医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建築資材、燃料等に限定されている。

(**) ①公用令書の交付を受ける者の氏名・住所、②根拠となった法律の規定、③保管命令については、保管物資の種類・数量・保管期間・場所、④土地等の使用については、使用する土地等の所在場所、期間 等

3 安否情報の収集・提供

- 安否情報の収集は、区市町村が行うことを基本とする。
都は、自ら管理する施設で把握した安否情報を区市町村に提供するなど、区市町村による情報収集を補完する。
- 都は、区市町村から報告される安否情報と自ら収集した安否情報を整理し、遅滞なく総務大臣に報告する。
- 都は、安否情報の提供窓口を設置し、住民等からの照会に応じて、個人情報の保護に十分に留意しつつ、速やかに回答する。

(1) 安否情報の収集

- 都は、自ら管理する避難所、都立の学校、病院等から安否情報を収集する。当該施設の管理者は、避難住民や在校児童・生徒、入院患者等の安否情報を把握し、都対策本部に報告するとともに、当該施設が位置する区市町村に情報提供する。

《情報収集の役割分担》

- ・ 都…………… 都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）、警視庁、東京消防庁
 - ・ 区市町村… 区市町村管理の避難施設、区市町村の施設（学校等）、区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署
- 警視庁は、死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、都対策本部に通知する。
 - 東京消防庁は、把握している安否に関する情報を適切に都に連絡する。
 - 都は、広域的な観点から、必要に応じて、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。
 - 都は、区市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

【別紙 18】安否情報の収集・提供の概要

（２）総務大臣に対する報告

- 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令^(*)第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで総務省消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

（３）安否情報の提供

① 安否情報の照会の受付

- 都は、安否情報の対応窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、都対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 住民からの安否情報の照会については、原則として都対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

② 安否情報の回答

- 都は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。
- 都は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要であると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

^(*) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）

(4) 個人情報の保護への配慮

- 安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(5) 日本赤十字社に対する協力

- 都は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第5節 武力攻撃災害への対処

1 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 〔 対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関 〕	○ 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連等施設の安全確保 ○ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	○ 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○ 緊急通報の発令、内容の通知 ○ 生活関連等施設の安全確保 ○ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	○ 生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○ 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○ 消火、救助・救急活動 ○ 生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○ 危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止
区市町村	○ 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○ 生活関連等施設の安全確保 ○ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ○ 退避の指示、指示内容の通知 ○ 警戒区域の設定
第三管区海上保安本部	○ 生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○ 生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○ 海上における被災者の救助活動
自衛隊	○ 武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 緊急通報の放送（放送事業者） ○ 生活関連等施設の安全確保

2 住民の協力等

(1) 発見者の通報義務等

- 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

- 当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

(3) 保健衛生の確保への協力

- 当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ (2) 及び (3) について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 関係機関の役割

(1) 国

- 国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示するものとする。

(2) 都

- 都は、武力攻撃災害による被害の拡大を防止し、軽減するため、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- 都は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用など、安全確保のための措置を講ずる。
- 国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、知事は、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。

この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

- 知事は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

《措置要請をする場合の例示》

- ・ 武力攻撃等により多数の死者が発生した場合
- ・ N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合 等

(3) 区市町村

- 区市町村は、当該区市町村の区域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるものとする。
- 区市町村長は、当該区市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国の対策本部長に要請を行うよう求めるものとする。

4 応急措置等

- 知事は、緊急の必要があると認められるときは、退避の指示や警戒区域の設定等の応急の措置を行う。
- 東京消防庁は、その施設及び人員を活用し、住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

(1) 退避の指示

【別紙 19】退避の指示の概要

- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、目の危機を一時的に避けるため緊急の必要がある場合には、国の避難措置の指示が出される前であっても、退避（屋内への退避を含む。）の指示^(*)を行う。
- 都は、区市町村や関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページやX（旧 Twitter）等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達する。
- 知事は、退避の指示を行った場合、退避を要する地域を管轄する区市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
当該通知を受けた警視庁は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- 都は、退避の指示を行った場合、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。
- 警察官は、区市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。^(**)

① 屋内退避の指示を行う場合

- 知事は、住民等が、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内退避」を指示する。^(***)

(*) 退避の指示は、区市町村長も行うことができる。

(**) 海上保安官も警察官と同様の措置をとることができることとされている。

(***) 周辺地域では速やかに避難場所等へ退避した方が安全な場合もあり得る。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

《屋内退避を指示する事例》

- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。
- ・ N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

② 屋外退避の指示を行う場合

- 知事は、住民等が、屋内にとどまるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。^(*)

《屋外への退避を指示する事例》

- ・ 駅や地下街などの施設の中で、N B C 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

（２）警戒区域の設定

【別紙 20】警戒区域の設定の概要

① 警戒区域の設定

- 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定^(**)を行う。
- 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに当該区域の区市町村長に通知する。
- 都は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、総務省消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。
- 当該通知を受けた警視庁は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

^(*) 大規模集客施設等の中で事態が発生した場合等が該当する。

^(**) 警戒区域の設定は、区市町村長も行うことができる。

《設定に当たっての留意事項》

- ・ 警戒区域の設定に当たっては、住民の理解が容易な幹線道路等で区画するように努めるとともに、その区域をロープ、標示板等で明示するものとする。
- ・ N B C 攻撃の場合、警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、区市町村を通じて広報車などにより、住民に広報、周知するものとする。
- ・ 警戒区域設定後は、区域内に車両及び住民が立ち入らないよう職員を配置するなど、必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 警戒区域の設定後も、武力攻撃等の事態の推移に応じて必要な警戒区域の見直しを行う。

② 警察官等による警戒区域の設定等

- 警察官は、区市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

(3) 消火、救助・救急

【別紙 21】 消防の指揮・命令系統

- 東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する。また、東京消防庁管轄地域の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。
 - ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
 - ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
 - ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
 - ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
 - ・ 東京消防庁は、職員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

(4) 武力攻撃災害の兆候の通報

- 知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は区市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知等を受けたときは、警視庁の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、総務省消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。
また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

《武力攻撃災害の兆候の例示》

- ・ 武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊
- ・ 毒素等によると思われる動物の大量死
- ・ 新しい不発弾の発見 等

(5) 武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置

- 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件^(*)の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示するとともに、当該指示をした場合には、直ちに区市町村長へ通知する。^(**)
また、警視庁は、知事又は区市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

(6) 応急公用負担等

- 知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
 - ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置^(***)

(*) 危険物の入った大量のドラム缶など

(**) 同様の指示は、一義的には区市町村長が行うものとされている。

(***) 工作物等を除去したときは、保管しなければならない。

5 生活関連等施設の安全確保等

- 武力攻撃災害が発生する可能性があることを考慮し、生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等）や大規模集客施設における、安全確保のために必要な措置を講ずる。
- 特に、警報が発令された場合は、武力攻撃災害が発生する可能性が高いことから、従事する者の安全に十分に配慮しつつ、より一層の安全確保措置の強化を図る。

（1）生活関連等施設の安全確保

- 知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることを考慮し、その安全確保について必要な措置を講ずる。

【別紙 22】生活関連等施設の種類等及び所管省庁

① 生活関連等施設の状況の把握

- 都は、武力攻撃災害の発生に備え、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。
- 都は、都内の生活関連等施設について、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部等（東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部、小笠原海上保安署をいう。）と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関と当該情報を共有する。
また、都は、所管省庁が定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」^(*)に基づき、所要の措置が講じられているか確認する。

② 生活関連等施設の管理者に対する措置の要請

- 知事は、情報収集の結果、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の

^(*)「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成 27 年 4 月 21 日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）

強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。^(*)

この場合、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

- 警視庁は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。
- 東京消防庁は、生活関連等施設の管理者等から支援の求めがあったときは、指導、助言など、可能な限り必要な支援を行う。

（２）都が管理する生活関連等施設の安全確保

- 知事は、都が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、（１）①の施設に安全確保に関する確認事項に基づき、安全確保のために必要な措置を行う。
この場合、都は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。
- 生活関連等施設以外の都が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。
特に、都庁舎については、多くの住民等が来庁していることを考慮し、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、十分な警戒を行う。

（３）大規模集客施設の安全確保

- 知事は、大規模集客施設には、多くの人々が滞留していることを考慮し、当該施設の管理者に対して、生活関連等施設に準じて、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。
特に、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

（４）立入制限区域の指定の要請

- 知事は、生活関連等施設の安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会又は東京海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。
この場合、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、

^(*) 緊急の場合、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

速やかに要請する。

- 都公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。^(*)

《立入制限区域》

① 指定権者

都公安委員会が指定する。

② 範囲

生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域を指定する。

③ 公示等

都公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、速やかにその旨を生生活関連等施設の管理者に通知するとともに、都の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。

また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

④ 効果

警察官により、当該区域への立入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。

(5) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止

① 危険物質等に関する措置命令

- 知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。
- ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

- 既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は別紙 23 のとおり

【別紙 23】危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧

^(*) 東京海上保安部長等も都公安委員会と同様の措置をとることができることとされている。

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

- 知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要に応じて警備の強化を求めるほか、①の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(6) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

- 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

6 保健衛生の確保その他の措置

○ 都は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 保健衛生の確保

○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

① 保健衛生対策

○ 都は、区市町村が巡回健康相談等を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。健康相談に際しては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。

② 防疫対策

○ 都は、区市町村と協力して、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

③ 環境衛生の確保

○ 都は、市町村と協力して、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を講ずる。

④ 食品衛生の確保

○ 都は、市町村と協力して、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生指導班による食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(2) 廃棄物の処理

① 廃棄物処理対策

○ 都は、防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。

- 都は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、区市町村からの要請に基づき、各区市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。
- 都は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の道府県に対し、応援の要請を行う。

② 廃棄物処理の特例

- 都は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力攻撃災害等により発生した大量のがれき等の廃棄物の処理を促進する。
- 都は、環境大臣が指定する特例地域において、特例基準^(*)に定めるところにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
この場合、環境省と連携を確保するとともに、関係区市町村に対して情報提供を行う。
- 都は、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

③ 石綿含有建築物等の応急措置

- 武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第3版・令和5年4月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のための応急措置等を行う。

（3）文化財の保護

① 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- 都教育委員会は、都の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知

^(*) 国民保護法第124条第2項で定める特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準、廃棄物の収集、運搬又は処分を区市町村以外の者に委託する場合の基準

する。

- 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、都教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

② 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- 都教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- この場合、都教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。当該責任者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

7 事態類型に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃

- 都は、弾道ミサイルが発射後短時間で着弾することを考慮し、国や区市町村との迅速な情報伝達体制の確保等に努め、適切な対応によって被害の局限化を図る。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- 都は、警戒区域の設定については、ゲリラや特殊部隊の潜伏・移動先等が流動的であることを勘案し、時間経過に伴いその地域的範囲を弾力的に変更する。

(3) 航空攻撃

- 都は、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがある生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(4) 着上陸侵攻

- 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、国との連携協力がとりわけ重要である。

(5) N B C 攻撃

- 都は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合、国による基本的な方針を踏まえて対処することを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 応急措置の実施

- 知事は、N B C 攻撃が行われた場合、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

- 警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

② 国の方針に基づく措置の実施

- 知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、総務省消防庁を通じて必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

③ 関係機関との連携

- 知事は、都対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁等からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。
この場合、都は、都対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。
また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアに努める。

④ 汚染原因に応じた対応

- 都は、生活用水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるとともに、住民に注意を呼びかける。
- 都は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

《核等による攻撃》

- ・ 都は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- ・ 放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導する。

《生物剤による攻撃》

- ・ 都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。
- ・ 都は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

- ・ 都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。
- ・ 感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。
- ・ 天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権等に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る必要がある。
- ・ 汚染施設への立入禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、テロの被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

《化学剤による攻撃》

- ・ 都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

⑤ 知事及び警視総監の権限

- 内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視総監は、汚染の拡大を防止するための措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。
 - ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
 - ・ 生活用水の管理者に対する、使用又は給水の制限又は禁止の命令
 - ・ 死体の移動の制限又は禁止
 - ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
 - ・ 建物への立入りの制限若しくは禁止又は建物の封鎖
 - ・ 交通の制限又は遮断
- 知事又は警視総監は、上に掲げる権限を行使するときは、政令に基づき、当該措置の名宛人に対し、当該措置を講ずる理由、対象物件、時期、措置の内容等について通知しなければならない。

第6節 国民生活の安定に関する措置

1 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 〔 対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関 〕	○ 生活関連物資等の価格安定措置 ○ 生活基盤等の確保
都	○ 生活関連物資等の価格安定措置 ○ 生活基盤等の確保 〔 水の安定的な供給 運送の確保 医療の確保 公共的施設の適切な管理 〕
区市町村	○ 関係機関等による生活関連物資等の価格安定措置への協力 ○ 生活基盤等の確保
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 生活基盤等の確保 〔 電気・ガス等の安定的な供給 運送・通信・郵便の確保 医療の確保 公共的施設の適切な管理 〕

2 ライフライン等の確保

(1) 都による生活基盤等の確保

- 水道事業者である都（水道局）は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
また、都（下水道局）は、下水を適切に処理するために必要な措置を講ずる。
- 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である都（建設局、港湾局）は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。
- 運送事業者である都（交通局）は、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずる。
- 中央卸売市場の開設者である都（中央卸売市場）は、生鮮食料品を確保するために必要な措置を講ずる。

(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- 都は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ国民保護業務計画に基づき、必要な措置や準備が講ぜられるように情報提供を行う。

【別紙 24】生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等

3 生活関連物資等の価格安定

(1) 適切な供給等のための措置

○ 都は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視、必要に応じて関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、必要な情報収集に努めるとともに、都民へ情報提供
- ③ 既存の専用ダイヤルの活用により、都民からの問合せや相談に対応

(2) 関係法令に基づく措置

○ 都は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

都は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、都内のみに事務所等を有し、特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び都内に事務所等を有し、特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ・ 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- ・ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ・ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- ・ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- ・ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

都は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、都内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び都内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ・ 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- ・ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ・ 上記の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

都は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

- ・ 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項ただし書）
- ・ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2ただし書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

4 金融機関の引出し機能等の維持

- 知事は、必要と判断する場合、金融機関に対して、武力攻撃事態等においても、可能な限り現金自動支払機等の運転を継続するなど、住民等の生活への支障が最小となるような措置を行うよう配慮を求める。

5 避難住民等の生活安定等

(1) 生活再建資金の融資等

- 都は、自然災害時の制度等を参考にしつつ、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするために必要な資金を融資する等の制度を検討し、実施する。

(2) 都税の減免等

- 都は、災害の状況に応じて、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、都税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに都税の減免及び徴収猶予の措置を実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

- 都は、被災者等の就労状況の把握に努め、自ら就労を支援するとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力するなど、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

(4) 被災児童生徒等に対する教育

- 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助を行う。
- 避難所生活が長期にわたる場合は、特に、児童・生徒の教育の継続に配慮する。
- 避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

第7節 他県の避難住民等の受入れ

- 国の避難措置の指示に基づき、要避難地域の道府県と協議の上、受入地域を決定し、避難住民を受け入れる。
- 国の救援の指示に基づき、都と区市町村が協力し、受け入れた避難住民への救援を行う。

1 基本的考え方

- 都は、他道府県からの避難住民を受け入れたときから、復帰するまでの期間、受入地域の区市町村等と連携・協力して、救援等の措置を行う。
- 都は、他道府県から避難住民の受入れに係る協議を受けたときは、正当な理由がある場合^(*)を除き、避難住民を受け入れるものとする。
- 都は、安否情報の収集を、要避難地域の道府県等と連携・協力して行う。

【別紙 25】他道府県からの避難住民の受入れの概要

^(*) 国の避難措置の指示後に、都内の避難先地域が予測されない攻撃を受け、避難住民の受入れが行えなくなっている場合等

2 事態への対処

- 他県からの避難住民の受入れに関する措置は、第1節から第6節までに掲げた事項を基本とするほか、以下に掲げる事項を行う。

(1) 避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難所における警戒
東京消防庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所等における火災予防 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
区市町村	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
指定行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援
自衛隊	○ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関 指定地方公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
要避難地域の道府県	○ 都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導の支援 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供
要避難地域の市町村	○ 避難の指示の伝達 ○ 避難住民の誘導 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供

(2) 実施計画

① 国の対策本部長による避難措置の指示

- 国の対策本部長は、総務大臣を経由して、知事に対して避難措置の指示

《避難措置の指示の内容》

- ・ 要避難地域
- ・ 避難先地域（避難経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

② 都における受入地域等の決定

- 知事は、国の避難措置の指示を受けて避難住民を受け入れる必要があるときは、要避難地域の道府県及び避難経路となる県と、あらかじめ次の事項について協議する。^(*)

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（運送手段、避難経路） 等

- 知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。

なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（応急仮設住宅等の収容施設を含む。）の状況や受入体制の確保
- ・ 避難経路となる都県を結ぶ幹線道路及び鉄道路線等と避難施設までの経路の被災状況等の把握

- 知事は、受入地域を決定した場合は、都民への周知を図るとともに、受入地域の区市町村と協力して、避難住民を受け入れる態勢を速やかに整えるものとする。

- 知事は、避難住民の受入れについて、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

③ 避難誘導

- 知事は、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、

^(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図ることとする。

要避難地域の道府県と緊密に連絡をとりつつ、避難住民の移動方法に応じた都内での運送を確保する等、必要な協力を行う。

④ 救援

- 知事は、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、受入地域の区市町村と連携・協力し、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

⑤ 安否情報の収集・提供

- 都は、要避難地域の道府県・市町村、受入地域の区市町村と連携・協力し、安否情報の収集に努める。
- この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図るものとする。